○桑名市空家等対策協議会要綱

平成28年３月31日
告示第93号
改正　平成31年３月29日告示第83号
令和５年４月19日告示第123号
令和５年12月12日告示第251号
令和６年３月29日告示第122号
注　令和５年12月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第８条の規定に基づき、桑名市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（令５告示251・一部改正）

（定義）

第２条　この告示における用語の意義は、法の例による。

（所掌事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

(1)　法第７条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2)　その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

（令５告示251・一部改正）

（組織）

第４条　協議会は、法第８条第２項に規定する者のうちから市長が必要と認める者を委員として選任又は任命し、15人以内で組織する。

２　協議会の委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　協議会の委員は、再任されることができる。

（令５告示251・一部改正）

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長をそれぞれ１人置く。

２　会長は市長とし、副会長は委員の互選によってこれを定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（部会）

第７条　協議会に部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する。

４　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する部会の委員が、その職務を代理する。

５　第５条第３項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第５条第３項及び前条第１項中「会長」とあるのは「部会長」と、第５条第３項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と、前条第２項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（秘密保持）

第８条　協議会又は部会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、都市創造部都市管理課において行うものとする。

（令６告示122・一部改正）

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年３月29日告示第83号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月19日告示第123号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の桑名市空家等対策協議会要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和５年12月12日告示第251号）

この告示は、令和５年12月13日から施行する。

附　則（令和６年３月29日告示第122号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。